

知つててあんしん

もりぐち高齢者

くらしのお助けガイドブック



はじめに

現在、65歳以上の守口市の高齢者は市民の約3人に1人が高齢者という状況であり、ひとり暮らしの高齢者も増加している状況です。

また、昨今は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、高齢者の外出する機会も少なくなり健康に不安を抱えている高齢者も増えています。

ひとり暮らしの高齢者の日常生活、健康・介護などに不安を抱く高齢者を支援するため、守口市で実施している高齢者向けの支援をまとめた「知っててあんしんもりぐち高齢者くらしのお助けガイドブック」を刊行いたしました。

当ガイドをつうじて、皆さまが身近に健康や介護に関する情報について理解を深め不安が解消され、「あんしんして暮らせるまちもりぐち」になるよう引き続き本市としても支援してまいります。

目 次

| 事業名 | ページ番号 |
|---------------------|-------|
| 早見表 | P1 |
| 紙おむつ給付事業 | P2 |
| 家族介護者慰労金 | P3 |
| 徘徊探知機購入補助金交付事業 | P4 |
| 高齢者見守りシール交付事業 | P5 |
| ひとり暮らし高齢者緊急通報機器設置事業 | P6 |
| おうちであんしん高齢者見守り支援事業 | P7 |
| 救急安心カード・救急安心カプセル | P8 |
| 安否確認ホットライン | P9 |
| 高齢者外出支援充実強化事業 | P10 |
| 日常生活用具(車いす)貸与 | P11 |
| エンディングノート | P12 |

知っててあんしんもりぐち高齢者くらしのお助けガイドブック

早見表

高齢者の方々を支援する事業の条件等を下記にまとめています。

ご参考にしてください。

| 事業名 | 条件 | | | | | | | | HP 申請書 番号 | |
|-------------------------|-----------|--------------------------------|-----|-----|----------|-----------------------------|---------------|-----|-----------------|---|
| | 65歳 以上 | 税情報 の 有無 | 税情報 | | 市内 居住 | 介護認定の 有無 | 認定区分 | | | |
| | | | 対象者 | 申請者 | | | 要支援 | 要介護 | | |
| 紙おむつ給付事業 | ○ | 有 | 非課税 | 非課税 | ○ | 有 | — | 3~5 | J | |
| 家族介護者慰労金 | ○ | 有 | 非課税 | 非課税 | ○ | 有 | — | 4~5 | O | |
| 徘徊探知機購入 補助金交付事業 | ○ | 無 | — | — | ○ | 有 | 認定区分は 問わない | | K | |
| 高齢者見守りシール交 付事業 | ○ | 無 | — | — | ○ | 無 | — | — | I | |
| ひとり暮らし高齢者 緊急通報機器設置事業 | ○ | 市民税の課税状況で料金が異 なるが、税情報問わず申請可 | | | | ○ | 無 | — | — | C |
| おうちであんしん高齢 者見守り支援事業 | ○ | 無 | — | — | ○ | 無 | — | — | E | |
| 救急安心カード・救急 安心カプセル | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 安否確認ホットライン | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 高齢者外出支援充実 強化事業 | ○ | 無 | — | — | — | R6年度から対象者拡充のため 事業ページを要確認 | | | A | |
| 日常生活用具(車いす) 貸与 | ○ | 無 | — | — | — | 認定をお持ちの方は利用不 可 | | | B | |
| エンディングノート | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |

※ 早見表は支援事業を簡潔に確認するための一覧表です。詳細は必ず事業ページをご確認いただき、諸
条件に該当するかご確認ください。

※ 申請書は、右記の二次元コードからダウンロードが可能です。



申請書ホームページ

要介護者を在宅で介護している家族介護者をサポート

紙おむつ給付事業

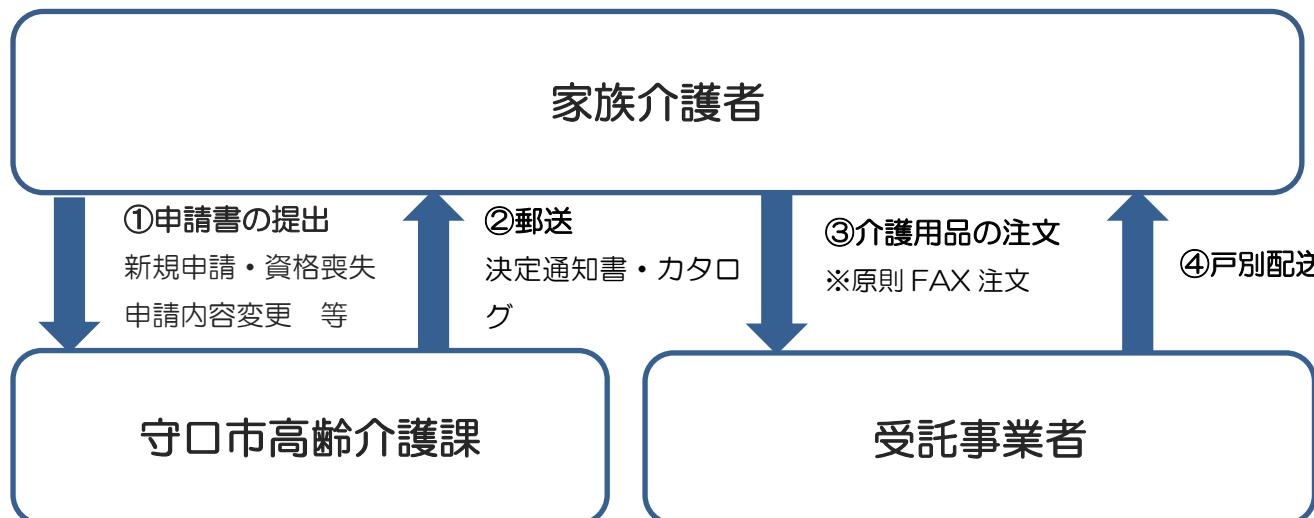
●事業目的

要介護者の在宅生活の継続及び福祉の増進を図るとともに、家族介護者の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図るために在宅の要介護者を介護している家族介護者に紙おむつ等を給付しています。

●事業概要

| | |
|----------------|---|
| 給付額 | 上限8,240円（税込） 上限金額の範囲内でカタログから介護用品をお選びいただくと、 2か月分の介護用品を家族介護者のご自宅に配達 。 |
| 対象者 | ① 65歳以上 ② 要介護3から要介護5の認定を受けている方 ③ 常時紙おむつの使用が必要な方 |
| 申請者 (給付対象者) | 要介護者を在宅で介護している家族介護者 ※家族介護者が複数名いる場合は、主たる家族介護者が申請者（給付対象者）とする。 |
| 条件 | ① 要介護者及び家族介護者が属する世帯の世帯員全員が非課税であること ② 要介護者が生活保護を受給していないこと ③ 主たる家族介護者が同居又は守口市内に居住していること |
| 配送 | 5月、7月、9月、11月、1月、3月の計6回 |
| 給付物品 | 紙おむつ、尿取りパッド、介護シーツ、おしりふき |

●給付までの流れ



要介護者を在宅で介護している家族介護者へサポート

家族介護者慰労金

●事業説明

高齢者を在宅で介護している家族の方に、1年間介護保険サービスの利用をされなかつた方に対して**慰労金（年額10万円）**を給付します。

●事業概要

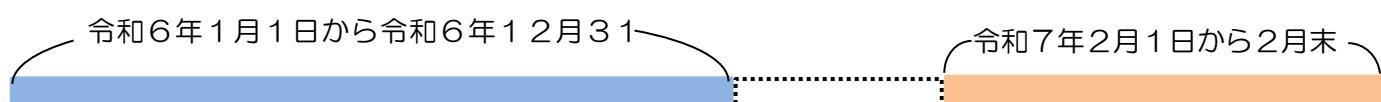
| | |
|----------------|---|
| 給付額 | 要介護者ひとりにつき年額10万円 |
| 対象者 | ① 65歳以上 ② 要介護4から5の認定を受けている方 |
| 申請者 (給付対象者) | 要介護者を在宅で介護している家族介護者 |
| 条件 | ① 要介護者及び家族介護者が属する世帯の世帯員全員が非課税であること ② 要介護者及び家族介護者の世帯が守口市内に居住していること ③ 介護保険サービスを利用していないこと ※通算して7日以内のショートステイ利用は可能です。 ④ 90日以上入院していないこと |
| 慰労金給付 対象期間 | 1月1日から12月31日 ※1月1日時点で要介護4以上の認定が必要です。 |
| 申請期間 | 慰労金給付対象期間の 翌年の2月1日から2月末 ※原則申請期間を経過した申請は受付できません。 やむを得ない事由があり、市に認められた場合は3月末まで申請できます。 |

●慰労金給付対象期間と申請期間の例

令和6年に行った介護に対して慰労金の給付を受ける場合

慰労金給付対象期間

申請期間



慰労金給付の対象期間は令和6年1月1日から12月31日となり、令和6年の家族介護慰労金申請は翌年の令和7年2月1日から2月末までとなります。



認知症の高齢者を介護している家族をサポート

徘徊探知機購入補助金交付事業

●事業説明

徘徊行動が見られる認知症の高齢者を同居等により介護している家族に対して、認知症の高齢者の行方がわからなくなったりした場合に、早期に発見するために必要な探知機器（GPS）購入時にかかる費用を助成（上限 10,000 円）する事業です。

●事業概要

| | |
|----------------|--|
| 給付額 | 徘徊探知機購入にかかる経費が ①2万円以下の場合…2分の1の補助 ②2万円以上の場合…上限10,000円の補助 ※ただし、補助金の金額に1,000円未満の端数が生じた場合の端数は切り捨てとなります。 |
| 対象者 | ① 65歳以上 ② 要介護又は要支援の認定を受けている方 ③ 要介護認定の認定調査により徘徊その他日常生活において問題となる行動が認められること |
| 申請者 (給付対象者) | 同居家族等（認知症高齢者と同居している家族又は守口市内に居住する家族） ※ 認知症高齢者が行方不明になった際に捜索を行うことができる方です。 |
| 補助対象となる経費の条件 | 補助金の交付の対象となる経費は、次に挙げる要件を満たす徘徊探知機の本体及び目的を達するために必要と認めた附属品の購入に係るものです。 ① GPS発信機能等があり、同居家族等のスマートフォンと連携し、現在地を特定する機能がある機器 ② 認知症等高齢者が日常的に携帯することができる形、大きさであること ③ 通話機能がないこと ④ 購入品であること ※レンタル、リース、サブスクリプション等は該当しません。 ⑤ 申請時点で補助金の対象となる徘徊探知機と同居家族等のスマートフォン等の連携が完了していること |



GPS で今いる場所が
確認できます



認知症高齢者の衣服にシールを貼って高齢者をサポート

高齢者見守りシール交付事業

●事業説明

あらかじめ登録された高齢者が衣服等に貼った二次元コードを読み取るだけで、ご家族、市、高齢者徘徊 SOS ネットワーク協定を結んだ協力者、警察へメールが送信されます。二次元コードの読み取りと、パソコンや携帯電話からアクセスできる伝言板を利用することにより、個人情報を開示することなく、24 時間検索が可能です。

●事業概要

| | |
|----------------|---|
| 給付物品 | 高齢者見守りシールを 1 人当たり 30 枚（耐洗ラベル 20 枚と蓄光シール 10 枚） 交付します。 ※ 耐洗ラベルは、家庭での洗濯や乾燥で 200~300 回使用可能です。 ※ 蓄光シールは、杖等に貼って使用可能です。 |
| 対象者 | ① 65 歳以上 ② 守口市内に在宅で生活している方 ※ 高齢者施設等は在宅の対象外です。 ③ 認知症と診断されている方 ④ その他市長が必要と認めた方 |
| 申請者 (給付対象者) | ① 認知症高齢者の親族 ② 認知症高齢者等を支援している介護支援専門員又は地域包括支援センター職員 ③ ①②に掲げる方に準ずると市長が認めた方 |
| 留意事項 | 家族がいなくなったと気づいたら、まず警察に届け出てください。 その上で、迅速な対応のため市役所開庁時間内であれば電話で SOS ネットワークのご利用を高齢介護課にご相談ください。 |

●高齢者見守りシール



耐洗ラベル 25 mm×50 mm 蓄光シール 24 mm×45 mm



お洋服に貼って発見者が伝言板にアクセス！

ご家族様が伝言板を確認。

24 時間 365 日素早く連絡が取れます。



ひとり暮らし高齢者の緊急時をサポート

ひとり暮らし高齢者緊急通報機器設置事業

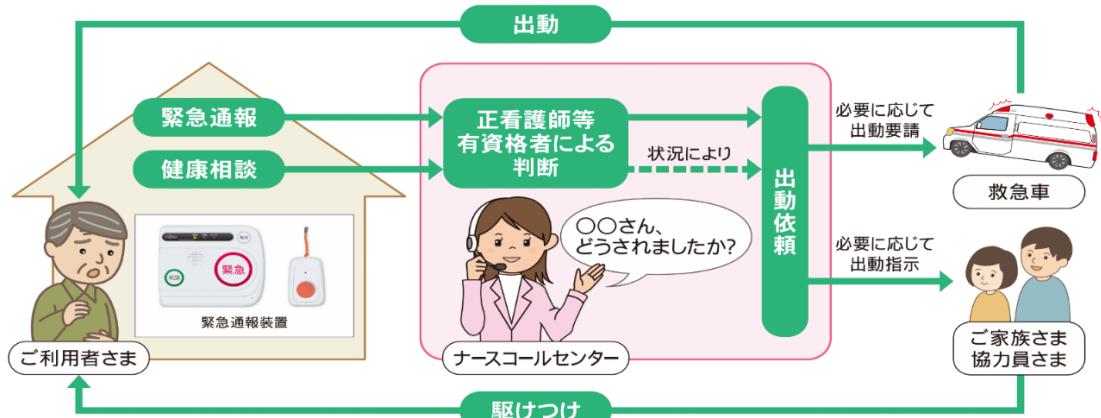
●事業説明

ご自宅内の体調の急変や転倒によるケガなど緊急の時に、ボタンを押すだけでナースセンターにつながり看護師等が状況を確認し、必要に応じて救急車や協力員等が駆け付けます。

●事業概要

| | |
|------|---|
| 負担額 | ①市民税課税の方 令和6年7月まで月額 1,265 円（税込） 令和6年8月から月額 1,320 円（税込） ②市民税非課税または生活保護受給者の方 全額助成 |
| 対象者 | ① 65歳以上 ② ひとり暮らしの方 ③ 病弱のため、定期的に安否の確認が必要な方 |
| 条件 | ① 協力員が2名必要 ※ 5~10分で駆け付けられる方 ② 対象者が固定電話回線の契約を行っている |
| 留意事項 | 緊急時、救急隊員や協力員が駆けつけた際に、鍵がかかっている場合は玄関の鍵、窓ガラス等を破損する場合がありますが破損等に伴う修理代は自己負担になります。 |

●緊急通報危機を使用した場合の流れ



離れて過ごす家族でもひとり暮らし高齢者を見守る新たなサポート

おうちでんしん高齢者見守り支援事業

●事業目的

離れて過ごす家族等が、高齢者の冷蔵庫の開閉状況から日常生活リズムを把握し、冷蔵庫に一定時間の開閉がない場合に通知が届く端末機（以下「端末機」という。）の購入費用を一部助成（上限5,000円）しています。

●事業概要

| | |
|------|---|
| 給付額 | 端末機の購入費用が ① 1万円未満…2分の1補助 ② 1万円以上…5,000円補助 ただし、補助金の金額に100円未満の端数が生じた場合の端数は切り捨てとなります。 |
| 対象者 | ① 65歳以上 ② ひとり暮らしの方 |
| 条件 | ① 見守り人がいること ② ひとり暮らし高齢者緊急通報機器の貸与を受けていないこと ③ 介護保険料を滞納していないこと |
| 留意事項 | 機器の利用に伴う契約は、利用者様と事業者との契約になります。市では、端末機購入に係る費用の一部を負担しますが、毎月の利用料等は利用者負担です。 |

●事業イメージ図



- ① 一定時間冷蔵庫の開閉がないとスマホアプリに通知
- ② 異常があった時だけ通知を確認

事業ホームページ

もしもの時に備えて 救急安心カード・救急安心カプセル

●事業説明

万が一、体調不良等により救急車を呼び救急隊員が駆け付けた時に、救急隊が病院に患者の状態をスムーズに伝えられるように、あらかじめ「救急安心カード」を作成し、救急時に備えます。

また、救急安心カプセルシールを冷蔵庫に貼り、冷蔵庫に救急安心カプセルを保管しておくことで、救急隊員から迅速かつ適切な救急医療活動が受けやすくなります。

●事業概要

| | | |
|------|----------|--|
| 配布場所 | 救急安心カード | 高齢介護課、市民保健センター、障がい者・高齢者交流会館、大日サービスコーナー・各コミュニティセンター |
| | 救急安心カプセル | お住まいの地区的福祉委員、民生委員・児童委員がお渡ししています。 |

守口市 救急安心カード

| 守口市 救急安心カード | | | | |
|--|--------------|--------------------------|----------|-----|
| 令和 年 月 日記入 | | | | |
| 氏名 | 生年月日 | 年 月 日 | 年齢 性別 | |
| 住 所 | 電話 | — | — | |
| 同居人数 | 人 | 同居家族代表者 | 氏名 | |
| 名 称 | かかりつけ医療機関① | | | |
| 所 在 地 | かかりつけ医療機関② | | | |
| 医 師 | — | — | — | |
| 科 目 | 科 | 科 | 科 | |
| 病 名 | — | | | |
| 服薬内容 | — | | | |
| 特記事項 | アレルギー等... | | | |
| 緊 急 通 連 緊 急 連 緊 急 連 緊 急 連 | 氏 名 | 続 病 | 往 所 | 醫 師 |
| 通 連 緊 急 連 緊 急 連 緊 急 連 緊 急 連 | — | — | — | — |
| 緊 急 通 連 緊 急 連 緊 急 連 緊 急 連 緊 急 連 | — | — | — | — |
| 通 連 緊 急 連 緊 急 連 緊 急 連 緊 急 連 緊 急 連 | — | — | — | — |
| 【記入事例】 佐藤(高齢介護者担当者名)、西野(救急医療機関名)、その間に〇をつけください。 | | | | |
| 名 称 | 後期・国保、その他() | 【医療機関番号】又は【記号・番号】を記入ください | | |
| 高齢介護支援事業所名 | ケアマネジャー氏名 | — | 電 話 | — |
| ★カードを冷蔵庫に貼ってください。 | | | | |

守口市 救急安心カプセル



あなたの気づきを知つてもらうために 安否確認ホットライン

●事業説明

地域のひとり暮らしの高齢者などの自宅で生命の危険が案じられるような「SOS」に気づいたとき総合窓口です。連絡を受けた場合は、関係各課と連携しながら必要に応じて、警察や消防にも協力を要請し、迅速な安否確認を行います。また、事業活動を通じて高齢者と接する機会の多い民間事業者の方々のご協力を得て、安否確認ホットライン事業について、現在 10 社と協定を締結しています。

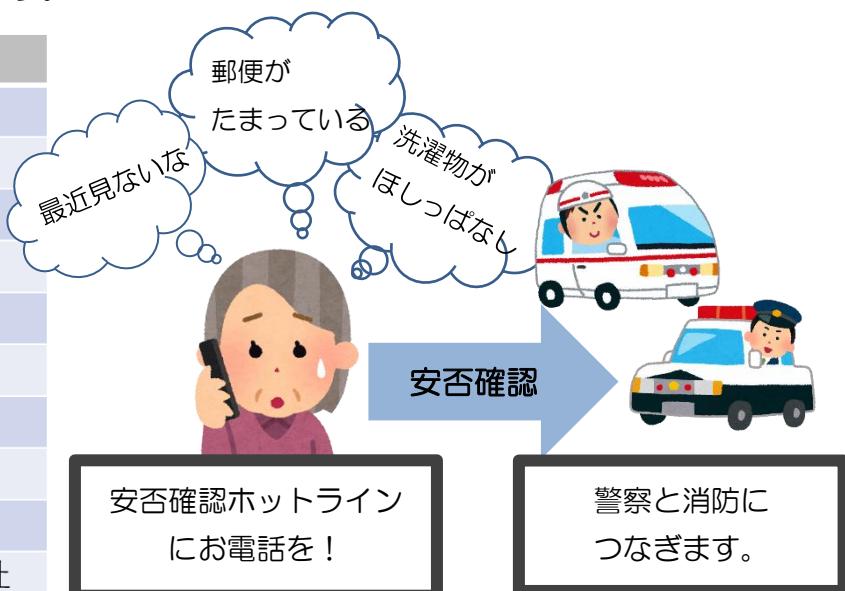
●事業概要

洗濯ものが干しちゃなし、郵便受けに新聞などがずっとたまっている、ご近所の方を最近みかけていないなど、普段と様子が違うといった光景を目の当たりにした場合、安否確認ホットライン（06-6992-4010）をご活用いただけます。

●安否確認ホットライン協定

現在 10 社と協定を締結しております。

| NO. | 締結先 |
|-----|--------------|
| 1 | 市内朝日新聞販売店 |
| 2 | 市内読売新聞販売店 |
| 3 | 市内産経新聞販売店 |
| 4 | 市内毎日新聞販売店 |
| 5 | 市内郵便局 |
| 6 | 関西電力株式会社 |
| 7 | 布亀株式会社 |
| 8 | 大阪ガス株式会社 |
| 9 | 第一生命保険株式会社 |
| 10 | 千成ヤクルト販売株式会社 |



事業ホームページ

福祉タクシー利用券の交付対象者を拡充

高齢者外出支援充実強化事業

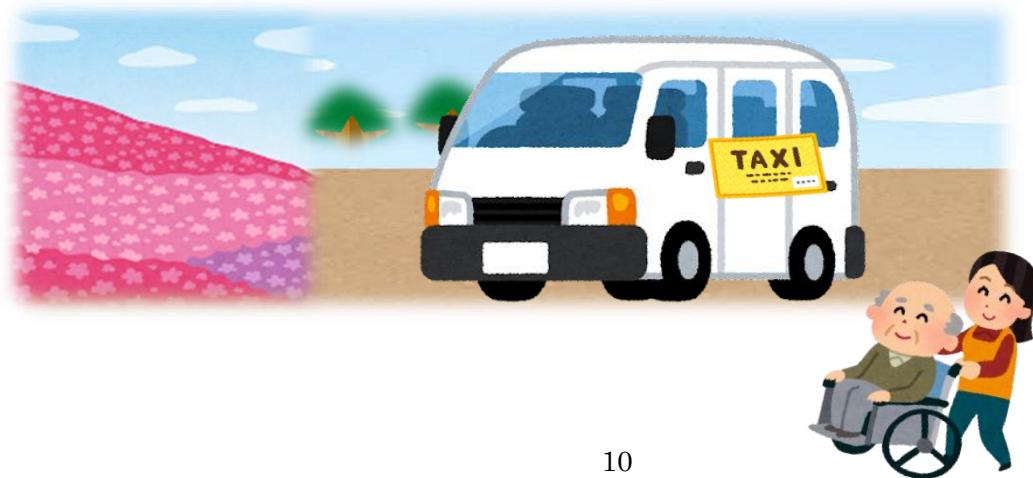
●事業目的

公共交通機関を利用することが困難な高齢者及び重度障がい者（児）に対して福祉タクシーに乗車する際に利用できる福祉タクシー利用券（1枚あたり 1,200 円の運賃、年額最大 28,800 円を助成）を交付し、外出の支援、地域における自立生活及び社会参加を促進することを目的に取り組んでいます。

令和6年度からは、**利用対象者を拡充**することで更なる交通弱者の支援及び外出支援の強化を図ります。

●事業概要

| | |
|------|---|
| 給付額 | 1枚あたり 1,200 円の運賃、年額最大 28,800 円を助成 |
| 対象者 | <p>① 65歳以上 65歳以上で要介護状態区分（以下「要介護状態区分」という。）が要介護 4 又は 5 と認定されている方</p> <p>② 65歳以上で要介護状態区分が要介護 1、2 又は 3 と認定されている方で、車椅子を使用している方【令和 6 年度より対象者拡充しました】</p> <p>③ 65歳以上で、負傷等により一時的に車椅子を使用している方【令和 6 年度より対象者拡充しました】</p> <p>④ 身体障がい者手帳を所持しており、肢体不自由（下肢機能、体幹機能、運動機能及び移動機能障がい）について 1 級又は 2 級の判定を受けている方</p> |
| 条件 | <p>① 見守り人がいること</p> <p>② ひとり暮らし高齢者緊急通報機器の貸与を受けていないこと</p> <p>③ 介護保険料を滞納していないこと</p> |
| 留意事項 | 申請から交付決定まで少々時間がかかります。申請の際は余裕を持って申請してください。 |



一時的に歩行が困難な方や緊急に必要な方へ
日常生活用具（車いす）貸与

●事業説明

65歳以上の在宅の高齢者で、歩行が困難な方及び緊急に必要な方に短期間車椅子を貸与します。ただし、介護保険受給対象者（認定を受けている方）は除きます。

●事業概要

| | |
|------|-------------------------------------|
| 費用負担 | 無料 |
| 貸出期間 | おおむね、最大1ヵ月程度。 1ヵ月以上の貸与希望の場合、要相談。 |

●貸出する車いすの実物写真



事業ホームページ

家族や大切な人へ自分の情報を伝えるノート

エンディングノート

●事業説明

エンディングノートは、自分の人生を振り返り、今までの人生で得たものを整理して思いや望みを書き残しておくものです。また未来を見つめることで、やりたいことに気づいたりするなど、今後をより豊かに生きるための手段として、官民連携で**エンディングノート**を作成いたしました。

●事業概要

| | |
|------|--|
| 配布場所 | 高齢介護課、各地域包括支援センター、各コミュニティセンター、大日サービスコーナー |
| 留意事項 | 数に限りがございます。なくなり次第、終了となります。 |

